

広島県告示第四百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十二條第一項の規定によつて、漁業権を
令和元年六月二十八日次のとおり変更免許した。

令和元年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許番号

共第二百六十七号

二 免許の内容

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種共同漁業	あさり漁業、なまこ漁業、えむし漁業、さざえ漁業、あわび類漁業、かき漁業、わかめ漁業、ひじき漁業	一月一日から二月三十一日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石地先

(2) 区域

次の一ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケ七を結んだ十直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域。ただし、八コ、コサ、サシ、シ九を結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域を除く。

基点一 大崎上島町木江と東野との海岸線における境界

基点二 大崎上島町木江と江港一文字防波堤燈台

基点三 大崎上島町沖浦野賀の鼻

基点四 大崎上島町沖浦中の鼻

基点五 大崎上島町沖浦城の鼻

基点六 大崎上島町明石香勾鼻

基点七 大崎上島町明石と大串との海岸線における境界

基点八 大崎上島町明石草木総九郎川河口左岸角

基点九 大崎上島町明石草木丸小鼻の西端

ア 一から愛媛県今治市大横島西端を見通す線上五百メートルの所

イ 二から百十二度の線と四から今治市神殿島の高を見通す線との交点

ウ 三から今治市福島西端を見通す線と四から神殿島の高を見通す線との交点

エ 四から福島西端を見通す線の中央点

オ 四から今治市柏島西端を見通す線と今治市大下島ナブチ鼻から大横島西端を見

通す線との交点

- カ 四から大下島ナブチ鼻を見通す線の中央点
- キ 五から百七十九度の線と今治市岡村島正月鼻からカを見通す線との交点
- ク 六から岡村島戸町鼻を見通す線の中央点
- ケ 七から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線と線五百メートルの所
- コ 八から総九郎川河口右岸角を見通す線の中央点
- サ コから三角島カメンド鼻を見通す（二百三十二度）線と線三百三十メートルの所
- シ サから百四十度の線と九から豊町鍋島の高を見通す（二百三十二度）線との交点

三 存続期間

令和元年六月二十八日から令和五年八月三十一日まで